

助成金適合確認書

村上市景観形成助成金交付要綱第7条の規定により、助成金適合確認書を提出します。

申請者住所 村上市三之町〇番〇号
申請者名 村上 太郎 (印)
申請地 村上市三之町〇〇〇〇番
申請対象行為の概算事業費 1,200,000 円

※増改築、修繕、模様替え又は色彩変更の場合は、既設部分も審査の対象となるので必ず記入してください。

対象行為	対象基準		設計内容	適合状況	審査	
建築物の外観の変更	(1) 構造	(7) 構造及び構法	①木造軸組構法 (在来構法又は伝統構法) 木造軸組構法 (在来構法)	(構造・構法) ○		
			②木造構法	(構造・構法)		
	(2) 配置	(7) 建築物の配置位置	①前庭を設置し、建築物の周囲に空地を設ける。 有 (2.0m以上)	(有無) ○		
			②外壁は後退させず、壁面線をまち並みにそろえる。	(有無)		
		(4) 玄関の位置	①玄関は平側に設置する。(寄せ棟造りの場合は妻側でも可。) 平側	(位置) ○		
	(3) 高さ	(7) 階数及び絶対高さ	①2階建て以下かつ10m以下	(階数・高さ) 2階建て 9.80m	○	
			②2階建ての場合の道路に面する部分は、2階部分を後退し、下屋を設置する。	(2階後退有無・下屋有無) 2階後退：有 下屋：有	○	
			③下屋を設置する場合には、外壁の幅を母屋の外壁の2/3以上とし、かつ、奥行き1m以上とする。	(幅・奥行き) 母屋：10.50m 下屋：幅8.50m 奥行き2.2m	○	
	(4) 屋根の形式	(7) 屋根の形式 (通りに対する向き)	①主たる屋根形式は、伝統的な屋根形態を基本とし、各地区の基準に合致するものとする。 ・旧武家町地区：寄せ棟造り・切り妻造り・入り母屋造りの平入り (1階及び2階の屋根を2枚の屋根で覆わない) ・旧町火町・寺町・瀬波地区：切り妻造りの平入り ・岩船、海老江、小俣地区：切り妻造りの妻入り又は平入り ・塩谷、猿沢地区：切り妻造りの妻入り	(形式) 旧武家町地区 切り妻造りの平入り	○	
			②①に該当しない場合は、伝統的な屋根形態で歴史的まち並みの連続性に配慮したもの。	(形式)	-	
③下屋及び玄関の屋根は陸屋根以外とする。 片流れ			(形式) ○			
(4) 屋根の区別		①2階建ての場合は、下屋や庇等を設け、階ごとに屋根の区別する。 有	(有無) ○			
(5) 屋根の素材・色彩		(7) 屋根の素材	①主たる屋根は、和瓦 (セメント瓦は可。) を使用する。 和瓦 (陶器) : J形	(素材・仕様) ○		
	②下屋及び玄関の屋根は、和瓦 (セメント瓦は可。) や金属板等を使用する。 玄関：金属板平葺き 下屋：和瓦 (陶器) : J形		(素材・仕様) ○			
	(4) 屋根の色彩	①和瓦 (セメント瓦含む) は、いぶし銀又は黒系の推奨色を使用し、金属板は茶系、暗褐色系の推奨色を使用する。 和瓦：いぶし銀 金属板：黒 (N2)	(色彩) ○			

新築・増改築問わず、必ず記入すること。

色彩は、マンセル値を記入すること。

(6)外壁の 素材・色 彩	(7)外壁の 素材	①下見は板張りとし、小壁は塗り壁 の真壁造りか大壁造りで付け柱とす る。	(有無・造り) 無	×	
		②下見の板張りは、板の幅15cm以上 の横板張り又は縦板張りとする。	(素材・仕様) 無	×	
		③小壁は白壁（漆喰、モルタル又は プaster）とする。	(仕様) 無	×	
		④板張りや塗り壁とし、塗り壁の場合 は真壁造り（大壁造りの付け柱で も可。）を使用する。	(仕様) 無	×	
		⑤④に準じる仕上げが施されたもの を使用する。（サイディングボード でも可。）	(仕様) 防火サイディングボード 板目調	○	製品カタログも添付のこと。
	(4)外壁の 色彩	①板張りは、茶・黒系の推奨色又は 生地色を使用し、小壁は白色系を使用 する。	(色彩) 無	×	色彩は、マンセル値を記入すること。
		②板張りは、茶・黒系の推奨色又は 生地色を使用し、小壁は白色・ペー ジュ系を使用する。	(色彩) 無	×	色彩は、マンセル値を記入すること。
③①②以外を使用する場合は、茶・ 黒系の推奨色を使用する。		(色彩) 茶：10RY3.0/3	○	色彩は、マンセル値を記入すること。	
(7)細部意 匠	(7)建具の 素材、色 彩	①建具は、木製建具若しくは茶系及 び黒系の金属製建具を使用し、又は 木製の格子等を設置する。	(仕様・色彩) 玄関：木製建具（黒（N2）） 窓：金属製（黒（N2））	○	
		(4)開口部 の形式	①玄関や窓等の開口部は、引き戸又 は引き違い戸とし、ドア式は使用し ない。	(仕様) 引き違い戸	○
		②母屋と一体となった車庫や倉庫等 の出入口には、木製引き戸か、茶 系・黒系の金属製等のまち並みに配 慮した扉を使用する。	(仕様・色彩) 無	-	
		③建具には、ステンドグラス及び着 色したガラスは使用しない。	(仕様) 透明	○	
(8)建築設 備	(7)設置	①通りに面する部分には設置しない か、設置する場合には茶系・黒系の 木製の囲いにより修景する。 また、機能上囲いが出来ない屋上に 設置する太陽電池発電設備につい ては、色彩が屋根の色彩と調和され たものとする。	(位置・仕様・色彩) 無	○	
門の設置	①腕木門で材質は木造とし、色彩は生地色又は同系色とする。	(構造・色彩)	-		
	②屋根仕上げは、瓦葺き、銅板葺き、木羽葺き又は板葺きとする。	(仕様)	-		
生け垣の 設置	①樹種は、常緑樹で、地表から植えるもの又は植栽部の高さを60cm以下として植えるものとする。（推奨樹種は：スギ・サワラ・ヒバ及びツゲ）	(位置・樹種)	-		
	②樹高は120cm以上とする。	(高さ)	-		
	③植え込み間隔は、1mにつき2本以上とする。ただし、樹種によっては、この限りではない。	(本数・間隔)	-		
	④土留め等の構造物（既設構造物を含む）は、敷地地盤面からの高さ60cm以下とする。	(位置・高さ)	-		
茅葺き屋 根の葺き 替え及び 補修	①全面又は一面を葺き替え及び補修	(行為の種類・位置)	-		

※白抜き部分は旧武家町地区対象基準のため必ず記入すること。

注

- ① 助成金額（予定）を算出するため、対象行為の申請時点で概算予定事業費を記入すること。
また、国、県等この要綱に基づくもの以外の補助金が充当予定の場合は、その金額を概算予定事業費から控除すること。
 - ・建築物の外観の変更：建築工事における外観の部分に係る経費。
（外観の部分に係る経費とは、公衆用道路（私道含む。）に面している部分及び屋根面とする。）
（建築設備については、建築工事とみなさない。）
 - ・門の設置：建築工事に係る経費。
 - ・生け垣の設置：新設及び補植に係る経費。既存生垣及び既存ブロック撤去は経費に含める。
 - ・茅葺き屋根の葺き替え及び補修：葺き替え及び補修に係る経費
- ② 太枠部分は申請者が記入すること。
- ③ 設計内容欄は、新設する部分だけではなく、既存部分も審査対象となる場合があるので、新設及び既存部分を問わず記入すること。
また、具体的に「寸法」、「材質」等を記入すること。製品カタログ等添付しても良い。
- ④ 色彩表示については、マンセル値（JIS規格）を記入すること。ただし、生地色等表記ができない場合はこの限りではない。
- ⑤ 適合状況欄は、適合の場合は「○」、不適合の場合は「×」を記入すること。
- ⑥ 項目に該当しない場合は、空欄か「-」を窮すること。
- ⑦ 村上市景観形成助成金要綱を確認のうえ記入すること。
- ⑧ 村上市景観助成金を受けようとする場合は、必ず「景観計画区域内における行為の届出書」提出の際に一緒に添付すること。